

■第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）に係るパブリック・コメントの結果等について
 （意見募集：令和6年1月12日から令和6年2月5日まで）

※赤字は計画案の修正箇所です。

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
1	<p>①障害のあるひとを取り巻く状況の数値について、身体、知的、精神と分けられていますが、重複障害の方はどのようにカウントされているのでしょうか。説明があるとわかりやすいと感じました。また、障がいのある子どもの人数がとて少ない印象を受け、驚きました。これは、「障害者手帳を有する子ども」でしょうか？幼少期から障害者手帳を取得するほど重い障害の子どもは、人数も限られてしまうように思います。ここに、南丹市の「障がいのある子ども」いう言葉で、詳しい説明がなく、この人数を上げると、今後取得するであろうグレーゾーンの子どもの含まれず、「南丹市の障害のある子どもは、これだけの人数か」という印象を、見る人に与えてしまうのではないかと思います。「障害者手帳をもつ子ども」等の説明を記載し、子どもに関しては数値に現れない潜在する人数が多くいる現状を説明する必要があります。</p>	社会福祉課	11	第2章 5 身体・知的・精神障がいのある子どもの状況	<p>① 11ページの「5 身体・知的・精神障がいのある子どもの状況」に掲載する数値は、京都府資料の数値を引用しており、重複障がいのある人はそれぞれの障がいに重複して計上している形になります。</p> <p>また、障害者手帳を所持しない障がいのある子ども（発達障がいの特性が見られるグレーゾーンを含む）の状況把握も必要であることから、13ページでは、子育て発達支援センターにおける発達支援相談の支援人数を掲載することで、発達障がいの特性が見られる子どもの人数を説明しています。</p> <p>【11ページ「5 身体・知的・精神障がいのある子どもの状況」のタイトルを下記のとおり修正、及び資料の注釈として「重複障がいを含めた実人数」を追記し、それに伴い7ページ、9ページ、10ページの各タイトルの修正、及び注釈を追記します】</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【11ページ】 「5 身体・知的・精神障がいのある子ども（18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況」 ※重複障がいを含めた実人数を示す</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【7ページ】 「2 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）の状況」 ※重複障がいを含めた実人数を示す</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【9ページ】 「3 知的障がいのある人（療育手帳所持者）の状況」 ※重複障がいを含めた実人数を示す</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>【10ページ】 「4 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況」 ※重複障がいを含めた実人数を示す</p> </div>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
2	<p>②「発達支援の必要な子どもの医療連携の需要が高まっている」との記載があり、本当にそうだと実感しています。ただ、小児科が大変少なく、発達障害に関して相談できる病院となると花ノ木医療センターしかありません。花ノ木医療センターは亀岡市や京都市からも受診する人が来るので、人数が集中しており、予約をしてもいっぱい、初診まで1年近くかかるような状況です。また、美山や日吉から通うのも距離があり大変だろうと感じます。</p> <p>冒頭に南丹市の人口減少も記載されていましたが、子育てに手厚い環境づくりを行うことで、今後、人が増えるのではないかと思います。誘致や助成などの手立てを講じ、病院や作業療法などの発達支援を受けられる場を増やしたりしてほしいです。</p>	社会福祉課 地域振興課	6 13	第2章 1 総人口の推移 8 発達障がいのある子どもの状況	<p>②発達支援の必要な子どもの医療連携については、子育て発達支援センターが中心となって取り組んでいますが、連携先である花ノ木医療福祉センターの予約が取りにくい現状があります。南丹圏域において、発達支援の医療連携ができる社会資源が少ない現状ではありますが、必要とする支援が必要な時に適切に受けられるよう関係機関との連携に努めていきます。</p> <p>また、本市の人口減少が懸念される中、「南丹市定住促進アクションプラン」に基づいた定住促進施策の推進、及び企業誘致の推進にも取り組んでいきます。</p> <p>【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
3	<p>③計画策定にあたりアンケート調査を実施していたださっていますが、もっと障害者家族への聞き取り、面談などの機会が増えれば、計画内容の具体性もより上がると思います。回答率も半分以下で、特に高齢者が多いということで、これから育っていく子どもやその家族の意見が反映されにくいのではと感じました。前述しましたが、特に幼少期から障害者手帳を取得するほどの重度の障害の子どもは限られてしまいますし、精神障害、知的障害は、成長の過程で発覚するもので、幼少期は診断がはっきりと出にくいので、障害種も偏ってしまいます。そのため、子育て世代にはアンケートは実施されにくく、アンケートの対象が「障害者手帳の所持者」では年齢層に偏りがあると感じます。今後南丹市の市民の数を増やしたいのであれば、子育て世代からの情報をしっかりと聞き取り、移住者を増やしていくとよいのではないかと感じます。</p>	社会福祉課	14	第2章 9 アンケート調査の概要	<p>③アンケート調査については、障害者手帳の所持者を調査対象として実施していますが、年齢層や障害種に偏りが出るとのご意見を反映し、障害者手帳を所持しない児童（発達支援相談をされている児童等）がいる世帯も調査対象となるよう今後検討していきます。 【記載の変更なし】</p>
4	<p>④「関係団体等アンケート調査からみた課題」として、人員不足について多くの団体から意見が挙がっているとあります。人員不足は施設の運営等いろいろあると思いますが、26ページ(6)「相談支援体制の充実・強化等」の基幹相談支援センターにおいて、令和3年度から令和5年度で目標値よりも実績値が大きく上回っています。相談員の仕事がとてもオーバーワークになっているのではないかと思います。また、障害福祉サービスの申請をしても、訪問調査員が一人しかいなくて、実際に給付を受けるまでに3ヶ月かかることもあると聞きます。実態を踏まえてぜひ職員の方の増員を切に願います。</p>	社会福祉課	26	第2章 11 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標の検証 (6) 相談支援体制の充実・強化等	<p>④本市の基幹相談支援センターにおける相談対応件数は年々増加傾向にあるのが現状であり、相談内容もより複雑化しています。今後もその流れは継続することが見込まれますが、丁寧かつ安定した支援が図れるよう研修等を通じた人材の育成及び適切な職員確保にも努めていきます。 また、障害福祉サービスを利用しようとする方等への調査を行う障害認定調査員の専属雇用は現在1名ですが、それを理由として障害支援区分決定まで長い期間を要しているものではありません。認定調査できる職員は他にも複数いており、対象となる方の不利益とならないよう早期のサービス利用開始に向けて対応しています。 障害支援区分の決定には、「対象者からの申請→主治医による意見書作成→障害認定調査員による訪問調査→一次判定（コンピュータによる）→二次判定（障害認定審査会）→認定」までのプロセスを踏む必要があり、それ相応な期間が必要です。今後も安定した福祉サービスの提供につながるよう努めていきます。 【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
5	<p>⑤保育士の先生方の「障がい児保育の充実に向けた研修の充実研修を図る」ことはありがたく、さらに、ぜひ各保育所の組織として「チーム保育力」をあげる研修も取り入れていただきたいです。私の子どもが以前お世話になっていたクラスでは、いわゆる構造化などのわかりやすい「支援のようなもの」の形だけ取り入れられ、子どもの実態に合せていない、1年間変わらない支援を受け続け、特性への理解も乏しいためか子どもが保育所に行きたがらない時期がありました。「困った子」「手がかかる子」という認識をされ、お迎えで子どもがその日「やってしまった問題行動」を聞くのがつらかったです。ベテランの副担任の先生や隣のクラスの先生は知識や理解があるようでしたが、わが子への主担任の対応は変わらず、「チーム」で保育をされていない様子がうかがえました。障害のある子どもの理解を深めることとともに、人員をふやしたり、設備を整えたりして、先生方が子どもに丁寧寄り添え、情報共有がしっかりできる環境づくりが大切だと感じます。</p>	子育て支援課	40	<p>第4章 基本目標1 (2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立 ③障がい児保育の充実に向けた研修の充実</p>	<p>⑤令和2年度より、保育所幼稚園職員研修では「子ども主体」として「一人一人に寄り添う」「丁寧な」保育を目指し、保育者の研修を充実させ積み重ねております。また、「子どもの人権」を守る視点からも不十分な点については改善を図り、研修内容が形骸化せず、現場で活かされるよう組織的に取り組むことで、保育者全員の保育力の向上及び情報共有ができる環境づくりに努めます。また、一人一人に丁寧な保育ができるよう保育者の人材確保・育成等にも努めていきます。 【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
5	<p>⑥特に南丹市には「丹波支援学校」が所在することは強みといえると思います。それを生かした支援研修、組織作り研修など、障害者教育の取り組みをしてほしいです。</p> <p>⑦小学校入学まではインクルーシブ保育がなされていますが、小学校からは健常者と障害者の区分で分断されていると感じます。心が大きく成長する小学校時代まではインクルーシブな環境で人を育て、障害がある子もない子も、みんなともにあるという共生社会の意識を持てるようにする必要があります。</p> <p>⑧南丹市内の小学校に設置されている支援学級の教員数が少なく、教育が煩雑になり、わが子を入学させたかったが、とてもじゃないが入れられる体制ではなかったという年長児童の保護者の声も聞いています。</p>	学校教育課	40	<p>第4章 基本目標1 (2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立 ④教育相談の充実 ⑤特別支援教育の推進 ⑦職員研修の充実</p>	<p>⑥⑦学校において、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育活動を通して障がいの有無に関わらず、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」意識の啓発浸透を図っています。丹波支援学校との居住地校交流の他、八木中学校ブロックにおいては、学校間での交流及び共同学習を教育課程に位置づけて実施することで、児童生徒のみならず授業づくりを通じた教職員間の連携も具体的な研修の機会ともなっています。また、たんば地域支援センター（丹波支援学校内設置）を活用した教育相談や研修も実施しているところです。（R5年度24件） 今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことができる環境と障がいのある児童生徒が個別に学べる環境をどちらも整備し（多様な学びの場）、その間に連続性を持たせ、全ての児童生徒が教育的ニーズを踏まえどちらの環境も活用していくことができるよう努めます。 【記載の変更なし】</p> <p>⑧公立小・中学校の特別支援学級編成については、学校教育法第81条第2項及び第3項の規定する特別支援学級において、1学級の児童生徒数が8人と定められています。南丹市においても、この規定に基づいて特別支援学級を編成しています。 【記載の変更なし】</p>
	<p>⑨障害のある子もない子も、どの子どもの安全確保のためにも、各保育所のセキュリティ面の強化を強くお願いしたいです。広島で起こった、5歳の園児が保育園を抜け出し溺死した事故はまだ記憶にも新しく、いつ同様の事故が起こるか、保護者としては大変心配です。各保育所の努力にも限界があると思いますし、市が主導となり設備や体制を整えていただきたいです。</p>	子育て支援課	40	<p>第4章 基本目標1 (2) 保育・教育の充実と生活習慣の確立</p>	<p>⑨「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」に基づく安全管理の取り組みの強化徹底として、保育所・こども園の「危機管理マニュアル」、南丹警察署との防犯訓練や研修なども実施する中で、現状の安全対策に専門性の高い助言を受け改善に努めています。 保育所等での事故発生防止のため、引き続き、保育所等における安全確保に関する取り組みが推進されるよう各施設との連携を図るとともに体制整備に努めていきます。 【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
6	<p>⑩「雇用率未達成企業の解消」のために、企業に対してどんなことをしますか？</p> <p>⑪雇用促進法の対象企業に、雇用前提でなく体験ができるようにしてください。</p>	社会福祉課	47	<p>第4章 基本目標2 (1) 雇用・就労の支援 ①障がい者雇用の理解と啓発</p>	<p>⑩企業が障がい者雇用を進められない理由には、「設備や人的支援など受け入れ態勢が不十分」、「既存の業務でお願いできることがわからない」、「受け入れに理解が得られない」などが言われますが、障がい者雇用に関する相談・支援先としてハローワークやなんたん障害者就業・生活支援センターなどが中心となり、障害者雇用の促進に向けた取組をされています。本市においても、そらの取組が市内事業者へ周知されるよう広報・啓発の取組に努めます。 【記載の変更なし】</p> <p>⑪障がいのある方が就労に対して抱える不安を解消するためには、障がいのある方と雇用する企業側との相互理解を進めることが必要であり、その一つに職場実習の体験も有効な方法であると考えます。障害者雇用への理解を進めるためにも、なんたん障害者就業・生活支援センターやハローワークとより一層連携を図り、職場実習の体験がより多くの企業で実施されるよう啓発に努めます。 【記載の変更なし】</p>
7	<p>⑫園部のハローワークへ行っても、あまりにも障害者雇用が少ないことに驚いています。もう少し南丹市内の障害者雇用を増やしてもらいたいです。</p>	社会福祉課	49	<p>第4章 基本目標2 (2) 関係機関の連携と多様な就労機会の創出</p>	<p>⑫障がいのある人の就労機会を充実させるため、なんたん障害者就業・生活支援センターやハローワークが中心となり、企業や事業所及び関係機関と連携されていますが、障害者雇用が充実しているとは言えない現状があります。今後も継続した支援を行うための連携をしていくとともに、就労継続支援事業所等から企業へ派遣する事例が積み重ねられるための支援や、京都府が実施する職親制度の利用促進を図られるよう基幹相談支援センターとも連携していきます。 【記載の変更なし】</p>
8	<p>⑬広い南丹市で移動支援は不可欠で、移動環境の重要とあります。それで主な事業に書かれていることをぜひ実現してほしいと同時に、社会福祉協議会やシルバー人材派遣センター等と連携して、スポーツ大会やグループワーク・居場所などへの送迎を4町でもらえるようにしてほしいです。南丹市障害者福祉会園部支部の活動も社会福祉協議会の送迎で、会員が顔を合わせ楽しく活動でき、喜んでおられます。日常的な障害者スポーツへの参加も足の確保をしてもらおうと、より多くの方に働きかけられると思っています。そのためには、運転手さんが必要で、ボランティアの方が不足していると聞きます。広報やKCNなんたんで運転をしてくださる方を何回も募集してほしいです。</p>	社会福祉課	49～50	<p>基本目標2 (3) 生きがいづくりの促進 (4) 外出・移動の支援</p>	<p>⑬広い面積を有する南丹市において、利用しやすい交通環境づくりや移動手段の確保等は重要な取り組みです。50ページ(4)外出・移動の支援の【主な事業】に記載している項目について取り組むとともに、地域内の支え合いによる移動支援活動も広がるよう、上位計画である「第4期 南丹市地域福祉計画(P27-28 ④地域における移動支援活動)(P35 ③支え合い推進の体制づくり)」との整合を図りながら進めていきます。 【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
9	⑭現状として、精神障害のある方が年々増加している中、軽度のメンタルヘルス相談の増加も見られることから・・とある。実際地域内でも家に引きこもっておられる方が何人かおられ、知り合いからの相談を受けたりします。親の会などもあるようですが、はじめに相談をする場所として、どこに行けばよいかわからない、長期間になり老後も心配だ、との声も聞きます。いろいろ取り組んでもらっていると思いますが、広報で相談のこと、気楽によれる居場所の紹介、親たちの交流等をもっと多くの機会に知らせてもらえたらと思います。	社会福祉課	53	基本目標3 (3) 精神保健福祉施策の推進	⑭ひきこもり対策については、上位計画である「第4期 南丹市地域福祉計画（P23 ①見守り活動の充実）」との整合を図りながら進めています。 相談窓口としては、福祉相談課を中心として対応しているとともに、市役所各部署や基幹相談支援センター等でも情報共有及び連携を図っていますが、相談窓口を知らせる働きかけは今後も積極的に継続していきます。 ひきこもりの相談があった場合は、京都府家庭支援総合センターや京都府の脱ひきこもりセンター等の関係機関と連携しているとともに、地域で身近に相談できる障害者相談員や民生委員の方にもパイプ役になっていたきながら支援に繋がっていきます。 また、今後も情報発信を積極的に行うことで、障がいのある方が通える場所として運営する地域活動支援センターにおける相談支援や交流が図られるよう努めていきます。 【記載の変更なし】
10	⑮計画相談支援専門員の質と量の確保のために、現状以上の対策を講じることを明記してください。「現状の課題」との記述をしているのであり、当然、対策の記述が必要です。	社会福祉課	55	第4章 基本目標4 (1) 相談体制の充実	⑮計画相談支援専門員の人員不足については、本市だけでなく全国的な課題となっているところですが、本市では基幹相談支援センターが中心となって相談支援事業所に対する研修の実施、また相談支援に関する連携会議を開催し、意見交換や助言を行うことで計画相談支援専門員のフォローアップ体制の構築にも取り組んでおり、人材育成を図っています。今後も国における障害福祉サービス等の報酬改定や事業所の事務負担軽減のための見直し、ICT活用による効率化への取組等の動向も注視しながら、計画相談支援専門員の質と量が確保できる支援の取組について検討していきます。 【記載の変更なし】
11	⑯市民後見人と社協の法人後見について、「利用促進」の明記をしてください。 ⑰「このための人材育成について」も明記してください。 ⑱「判断力低下者で後見制度を利用しない人に対する支援」の明記をしてください。内容は、生活支援対策（日常の見守り、公的な手続き、医療機関や福祉施設との関係、金融機関との関係、生活の場面での意思決定）。	福祉相談課	58	第4章 基本目標4 (3) 権利擁護体制の充実	⑯成年後見制度の利用促進については、上位計画である「第4期 南丹市地域福祉計画（P53-55 ②成年後見制度の利用促進）」との整合を図りながら進めていきます。 【記載の変更なし】 ⑰人材育成については、「成年後見制度利用促進基本計画（第4期 南丹市地域福祉計画に包含）」に基づき進めていきます。 【記載の変更なし】 ⑱地域福祉計画（P52 ①権利擁護機能の強化）に「判断能力が十分でない方を支える多様なしくみづくり」とあり、本計画においても考え方を共有しながら支援に努めます。 【記載の変更なし】

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
12	<p>⑱「災害時要配慮者支援台帳の登録率のアップ対策」の明記をしてください。</p> <p>⑳個別計画作成の地域への働きかけがされていません。実行をしてください。</p> <p>㉑福祉避難所について、施設事業所に依存している現状では障害当事者が避難できない結果になるかもしれません。能登半島地震では2割しか開設されていません。避難が確実にできるように行政自ら確保をしてください。</p>	福祉相談課	63	第4章 基本目標5 (3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり	<p>⑱災害時要配慮者支援台帳の登録率については、担当課において定期的に行われています。重視すべきは登録率ではなく、真に支援を必要とする方の登録を促進していくことであると考えているため、今後も登録についての継続した周知・啓発に努めます。 【記載の変更なし】</p> <p>⑳「南丹市災害時要配慮者支援台帳」において、国が求める個別避難計画に記載が必要な事項の大部分を既に盛り込んでいますので、今後は、南丹市全域で運用できている当該台帳を中心にしながら、個々の支援につながる取組を上位計画である「第4期 南丹市地域福祉計画」において整備していきます。</p> <p>【63ページ(3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり 【主な事業】 「③南丹市災害時要配慮者避難支援プランの推進」の項目名および事業内容の本文を下記のとおり修正します】</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>③南丹市災害時要配慮者支援台帳の周知・啓発 災害時要配慮者支援台帳の整備は、平常時からの備えとして継続して実施することが必要であり、登録についての継続した周知・啓発に努めます。</p> </div> <p>㉑本市では、福祉施設以外の要配慮者の避難場所として、収容避難所内に福祉避難コーナーを設置する取組を進めており、今後も更なる拡充に努めます。</p>
	<p>⑳今の防災対策に不安を感じます。住んでいる地域でもし災害がおこれば、障害者（弱者）はとても困ると思います。もう少しきめ細かな対策を望みます。</p>	危機管理対策室 福祉相談課	63	第4章 基本目標5 (3) 防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり	<p>㉒障がいの有無にかかわらず、誰もが災害時に不安を抱えることがないように関係機関や地域団体等との連携強化、防災体制の確立を進めていきます。併せて、63ページに記載する【主な事業】が遂行されるよう努めていきます。 【記載の変更なし】</p>
13	<p>㉓成人で長期のひきこもりが気になります。家族も含めてアプローチをしていく必要があります。この対策について、記述してください。</p>	福祉相談課	67	第4章 基本目標6 (3) 地域ぐるみのネットワークづくりの推進	<p>㉓ひきこもり対策については、上位計画である「第4期 南丹市地域福祉計画(P23 ①見守り活動の充実)」との連携を図りながら進めていきます。 【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
14	<p>㊸「自立生活援助サービス」について、判断力に課題のある知的・精神障害者には必要なありがたいサービスです。しかし、南丹圏域にはこのサービスを提供できる事業所がなく、サービスを受けたくても受けられない現状です。私の子どもは知的障害者です。この状態が解消できるよう切望します。</p>	社会福祉課	69	第5章 第7期障害者福祉計画 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>㊸「自立生活援助サービス」を提供する事業所は、現在南丹圏域にない状況ですが、事業所指定を行う京都府とも連携しながら参入への働きかけを検討していきます。</p> <p>また、「自立生活援助サービス」を必要とする人が支援を受けられない状況にならないよう引き続き相談支援事業所等と連携していきます。</p> <p>【記載の変更なし】</p>
15	<p>㊹「放課後等デイサービス」は、障がいのある子どもが生活能力向上のための訓練のための事業であるので、主旨が違っているのは承知で、多くの保護者が苦慮している現実の意見として提出できる場所がないため、ご了承願います。</p> <p>特に長期休暇中の事業開始、事業終了時間の拡大を望みます。</p> <p>障がいのある子どもの多くは、成長しても生活や過ごしに支援が必要なため、もともと就業している職業の継続も困難となる家庭もあります。</p> <p>(新規就労はなお、勤務時間に制限。)</p> <p>就学前なら保育所、普通学校なら放課後児童クラブのように、障がいのある子どもの保護者にも、就労を支援できる制度が必要です。</p> <p>学校のある期間は、バスに乗せる時間が早いので、出勤時間になんとか支障がない場合であっても、長期休暇中の事業所開始、終了時間は事業者によってバラつきがあるものの、9時以降がほとんどで、訓練開始までの時間、終了から迎えまでの、子どもの居場所としての、追加的な支援サービスの充実を希望します。</p>	社会福祉課	90	第6章 (1) 障がい児支援の提供体制の整備等 ①障害児通所支援	<p>㊹就労されている保護者の支援として、放課後等デイサービスを延長実施されている事業所もありますが、人員不足の現状から対応が難しい事業所もあると聞いています。これらの問題は、障害福祉施策のみでの解決が難しく、今後は雇用側である企業のサポート体制も重要な役割であると考えます。国の「働き方改革」により、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会が推進されている中、南丹圏域の限られた社会資源をどのように活用し、保護者の就労支援にもどうつなげていくかについて、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等と連携しながら検討していきます。</p> <p>【記載の変更なし】</p>

項番	ご意見	関係課	計画案における指摘箇所		ご意見に対する南丹市の考え方
			ページ	項目	
15	<p>㊸放課後等デイサービスの利用が増えていますが、確かに他の保護者からも、「希望の放課後デイサービスがいっぱいで入れない」、「複数にまたいでの利用で大変」という声をききます。ぜひ、各施設の受け入れが増えるように、市からの援助等が充実されますようにと思います。</p>	社会福祉課	90～91	<p>第6章 (1) 障がい児支援の提供体制の整備等 ①障害児通所支援</p>	<p>㊸「放課後等デイサービス」を利用する児童は年々増加傾向にある中、南丹市内のサービス提供事業者は現在6事業者です。今後さらに、サービス需要に見合う提供ができるよう、事業所指定を行う京都府とも連携しながら参入への働きかけを検討していきます。 また、社会資源が少ない中でも、スムーズなサービス提供につながるよう引き続き相談支援事業所等と連携していきます。 【記載の変更なし】</p>
16	<p>㊸仕方のないことだとは思いますが、相談機関などが似た名称でたくさんあり、正直わかりにくいです。利用者がわかりやすいように情報を整理していただきたいです。79ページに説明がありますが、だれがサービスを受ける対象かも併せて記載いただけるとありがたいです。結局、関係機関が増えれば増えるほど、いろんなセンターをたらいまわしにされたり、機関同士の連携・情報提供等に手間や時間がかかってしまったりするのではと思います。市内で一括したデータベース等を利用して各機関の連携を図るなどのデジタル化を促進等の、なにか対策が必要だと思えます。会議の準備や資料の作成などの仕事が増えても意味がありません。それぞれのセンターがどう支援をすみわけ、連携していくのか、整理とその周知、利用者にわかる広報をおねがいします。</p>	社会福祉課	-	-	<p>㊸各種サービスの事業名等については、国サービスの名称となっていることから修正はできません。また、本市では、障害福祉サービス等の周知のため「障がい者福祉のあんない版」を作成し、毎年度更新しています。各種サービスの対象者や制度概要、提供サービスごとにまとめた事業者・関係機関の一覧を掲載することで利用者が効率的なサービス提供を受けられるよう努めています。情報のデータベース化は難しいですが、ホームページ等に最新の情報を反映する等、周知・広報に努めていきます。 【記載の変更なし】</p>